

回 覧									

町会のみなさまへ

日本年金機構 金沢北年金事務所長

国民年金制度のお知らせについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本年金機構では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。

このたび、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただきたく、国民年金のリーフレットをご用意しましたので、ぜひご覧ください。

● 国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割が便利でお得です！

「口座振替」だけでなく「クレジットカード」による継続的な納付もできます。年度途中の場合は、申出月からの「納付書による前納（割引あり）」がお得です。

● 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や失業等により保険料の納付が難しい方に「免除制度」があります。また、出産された方には、「産前産後期間の保険料免除制度」もあります。万が一の「障害年金」や「遺族年金」のためにも、未納は絶対に避けましょう。

— 詳細は日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください —

【お問い合わせ先】

日本年金機構金沢北年金事務所 国民年金課

〒920-8691 金沢市三社町 1-43

電話番号：076-233-2021（自動音声②→②）

国民年金保険料の納付は

口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

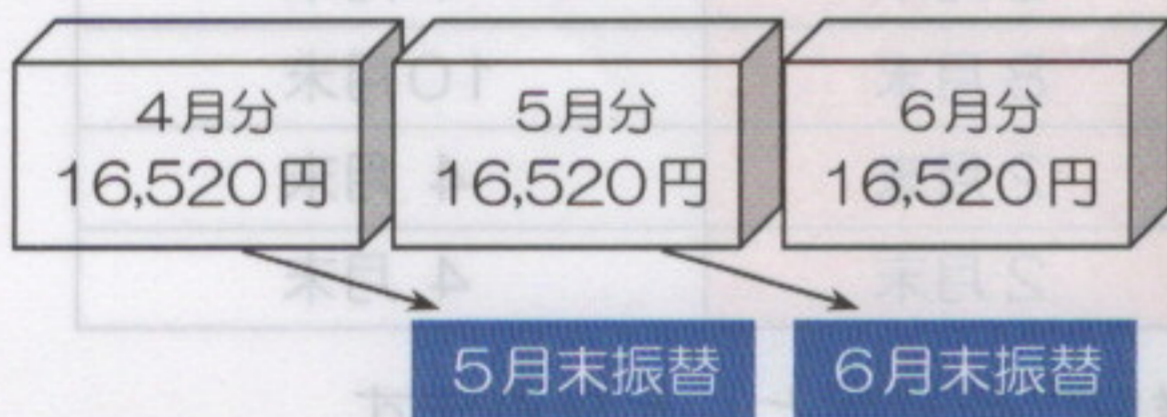
*保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和5年度のものです。

早割は月50円（年間600円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

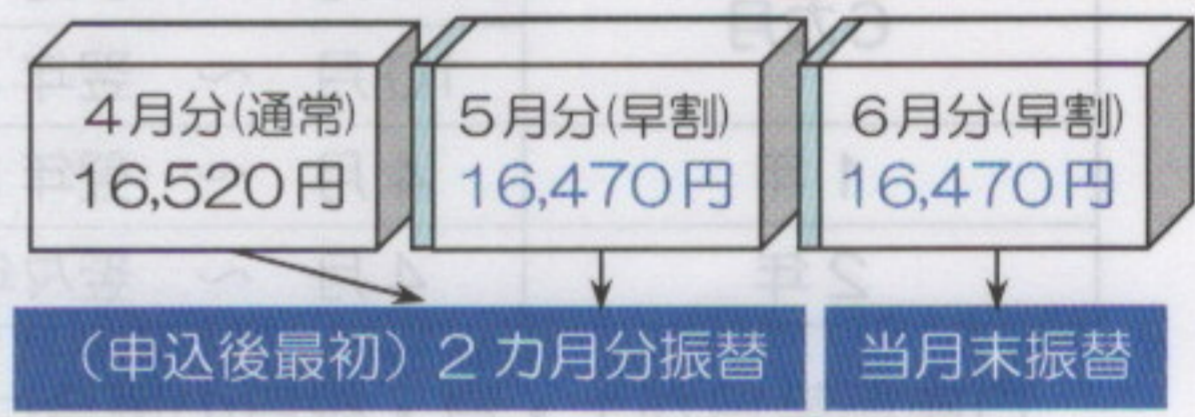
[例：5月分から早割適用の場合]

●通常の口座振替(翌月末振替)



●早割(当月末振替)

各月50円割引

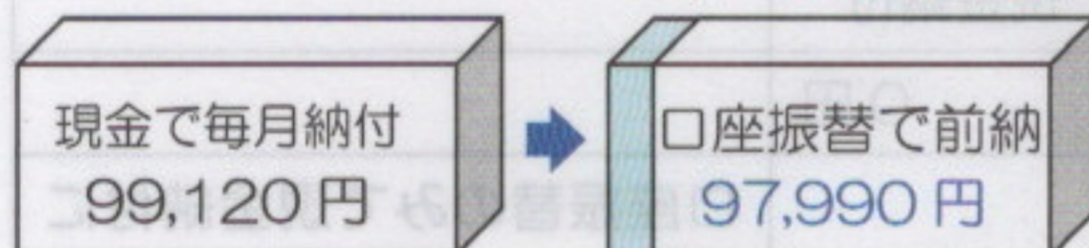


*早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(50円割引)の1カ月分となります。

6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

●6カ月前納

1,130円割引

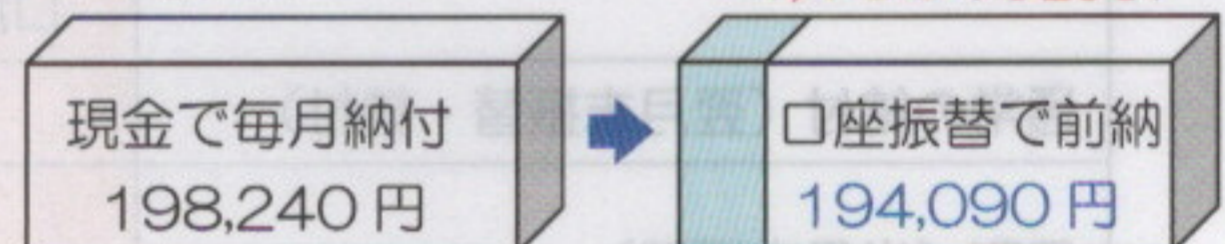


*4月～9月分は4月末、10月～翌年3月分は10月末に一括口座振替します。

*3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分(または9月分)と6カ月前納分の7カ月となります。

●1年前納

4,150円割引

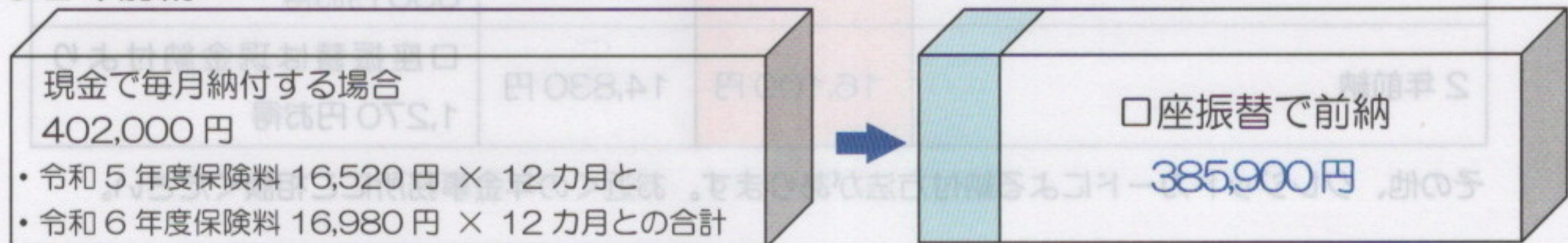


*4月～翌年3月分を4月末に一括口座振替します。

*3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は3月分と1年前納分の13カ月となります。

●2年前納

16,100円割引



*4月～翌々年3月分を4月末に一括口座振替します。

*3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分と2年前納分の25カ月となります。

ご注意ください

*6カ月前納・1年前納・2年前納は、現金納付もできますが、口座振替の方が割引額も多くなります。

*前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。

*年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。

(例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)

*お申し込みの際は、申込期限にご注意ください。

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書^{*}」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口へ提出してください。

^{*}「口座振替申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。

お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。また、郵送の場合は提出期限内に届くように、余裕を持って投函してください。

なお、早割は随時受付しています。

前納種類	前納期間	提出期限	口座振替日
6カ月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

「口座振替」と「現金納付」の比較

	割引額		備考
	口座振替	現金納付	
通常の納付(翌月末振替・納付)	0円	0円	
早割(当月末振替)	50円	-	口座振替のみで現金納付にはありません
6カ月前納	1,130円	810円	口座振替は現金納付より320円お得
1年前納	4,150円	3,520円	口座振替は現金納付より630円お得
2年前納	16,100円	14,830円	口座振替は現金納付より1,270円お得

その他、クレジットカードによる納付方法があります。お近くの年金事務所にご相談ください。

「口座振替」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

* 免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和5年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
保険料	0円	4,130円※	8,260円※	12,390円※

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得[※]が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※ 例：令和4年7月～令和5年6月の保険料は令和3年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください（郵送も可能です）。

* 納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

●マイナポータルを利用した電子申請

①マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。

②マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。

「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続きに進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

③案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続き及び申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和4年7月に申請する場合は、令和2年6月までさかのぼって申請できます。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除の承認を希望する場合には、申請が不要になります。

ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

* 審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

将来の年金受取額を増やすために

免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、下記のように将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

【令和5年4月分からの年金額計算方法】※67歳以下の方が受け取る場合の年金額となります。

$$795,000 \text{ 円}^* \times \left(\frac{\text{全額納付済月数}}{40 \text{ 年 (加入可能年数)}} + \frac{\text{全額免除月数} \times \frac{4}{8}}{40 \text{ 年 (加入可能年数)}} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8}}{40 \text{ 年 (加入可能年数)}} + \frac{\text{半額納付月数} \times \frac{6}{8}}{40 \text{ 年 (加入可能年数)}} + \frac{\text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{40 \text{ 年 (加入可能年数)}} \right) \times 12$$

* 全額免除の承認期間が2年間ある場合、年金額は年額19,500円程度少なくなります。

* 平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

上記のような減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。

「追納制度」とは、免除の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができるという制度です。

例えば、令和4年7月に追納する場合は、平成24年7月分以降の期間が追納できます。

追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されます。

追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

⚠️ 付加年金・国民年金基金に加入している方はご注意ください

全額免除または一部免除が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できません。

また、付加年金および国民年金基金は、さかのぼっての加入ができません。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※ 出産には妊娠85日以上、死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

- すでに免除手続きや納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

2304 1016 014